

STEP2

私に何ができるだろう？
困っている人を見かけたら…

視覚に障がいのある人への配慮(例)

まず、あいさつをしてから「何かお困りですか」と尋ねて、何を手伝って欲しいのかをよく聞きましょう。いきなり肩をたたくと相手を驚かせてしまいます。

誘導するときに、腕をつかんだり、後ろを押したりするととても不安を感じます。白杖の反対側に立ち、自分の肩か腕につかまってもらいましょう。また「足元に段差があります」など声を掛けながら案内すると安心して歩くことができます。

困っているときに声を掛けてもらえると大変助かります。盲導犬は自分の目。それを理解してもらい、入店可能なお店が増えるといいですね。



岡田勝夫さん
(新町)

聴覚に障がいのある人への配慮(例)

聴覚に障がいのある人に話し掛けるときは、紙などに要件を書いて伝える「筆談」や、口をゆっくり大きく開けて伝える「口話」などの方法があります。伝えやすい方法でコミュニケーションを図りましょう。また、あいさつの「手話」が使えると気持ちが通じ合えて、やさしさが広がります。



歩行に障がいのある人への配慮(例)

車いすを使用している場合は、立った姿勢で話されると身体的・心理的に負担になるので、相手と同じ目線で話しましょう。

また、階段や段差などで介助する場合は、1人で無理だと思ったら遠慮なく近くの人に協力を求めましょう。安全な介助は、相手に安心感を与えます。



— 予防先進で 三世代が こちよいまちを目指して —

小松市地域福祉計画(案)について 皆さんのご意見をお寄せください

市では、子供や高齢者、障がいのある人など全ての人が、地域で安心・安全に暮らしていくために「小松市地域福祉計画」の策定を進めています。計画(案)は、市ホームページまたはふれあい福祉課、南支所、小松駅前行政サービスセンターで閲覧できます。皆さんのご意見をお待ちしています。

募集期間 3月7日(月)～22日(火)

募集方法 住所、氏名、電話番号、ご意見を記入の上、ふれあい福祉課窓口へ持参、郵送、FAXまたはメールで提出してください。

募集先 〒923-8650 小馬出町91 ふれあい福祉課
☎23・0294 fukushika@city.komatsu.lg.jp

やさしい
まちづくり
VOL.9

考えてみよう こころのエチケット

問い合わせ ふれあい福祉課 ☎24・8052

みんなでつくるやさしいまちへ

4月から「障害者差別解消法」がスタートします。この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人も無い人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことのできる社会を目指すことを目的としています。

相手の立場に立ったおもいやりで、やさしいまちをみんなでつくりましょう。

STEP1

つついこんなことしていませんか？
普段の行動を振り返ってみましょう



障害者等用駐車場に駐車

障害者等用駐車場は、一般の駐車場より幅が広く、建物の出入り口の近くに設置してあります。車いすを使用している人や歩行が困難な人、妊娠中の人などが使うためのスペースです。

「ちょうど空いているから」「少しの時間なら構わない」などといった自分勝手な行動で、本当に必要としている人が駐車できないといったケースが見受けられます。



聴覚障害者標識



身体障害者標識



これらの標識を表示している車には、幅寄せや割り込みの行為は禁止されています。

点字ブロックの上に駐車・駐輪

点字ブロックの上に立ち止まっていたり、自転車で塞いでいたりすると、視覚に障がいのある人の通行の妨げになり安全な歩行ができません。また、全盲の人だけでなく、弱視の人でも点字ブロックの黄色を頼りにしていることが多くあります。

点字ブロックは大切な通り道です。街で点字ブロックを見かけたら、その上には絶対物を置かない、車や自転車を停めない意識することが大切です。

